

宮崎県後期高齢者医療広域連合  
第2次広域計画  
(平成24年度～平成28年度)

平成24年2月

宮崎県後期高齢者医療広域連合

## 広域計画の策定にあたり

わが国は、昭和36年に国民皆保険制度が始まって、全ての国民が少ない負担で医療サービスを受けることができるようになった結果、世界最高水準の平均寿命を実現してきました。

昭和58年に老人保健制度が設けられ、国民健康保険及び被用者保険に加入して各々の保険料を払いつつ、老人保健制度にも加入し、給付を受けてきました。

しかし、老人保健制度の医療費は、患者負担を除き、公費と保険者からの拠出金で賄われているものの、拠出金の中で若年世代と高齢者の保険料が区分されておらず、若年世代と高齢世代の費用負担関係や財政運営の責任が不明確などの課題が指摘されるようになりました。

こうした中、平成18年6月21日に「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定され、平成18年8月1日、宮崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置し、平成19年3月30日に県内9市19町3村の全市町村加入の宮崎県後期高齢者医療広域連合が設立され、第1次広域計画（平成19年度から平成23年度）が終了するため、平成24年度から平成28年度までの5年間の第2次広域計画を策定するものです。

この第2次広域計画は、後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合と、広域連合に加入する県内26市町村（平成23年4月1日現在）が連携して、効率的に制度運営を行うために策定するものです。

広域計画に基づき、制度の安定的な運営を目指し取り組んでまいります。

平成24年2月

宮崎県後期高齢者医療広域連合

# 広域計画

第1章 概論

1.1 広域計画の意義と目的

1.2 広域計画の種類

1.3 広域計画の歴史

1.4 広域計画の現状

1.5 広域計画の課題

1.6 広域計画の展望

第2章 国土計画

2.1 国土計画の意義と目的

## 広域計画

- 1 第2次広域計画の趣旨
- 2 現状と課題
- 3 目標
- 4 基本方針
- 5 広域連合及び市町村が行う事務
- 6 第2次広域計画の期間及び改定

## 資料編

- 1 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約

## 1 第2次広域計画の趣旨

広域計画は、広域連合と市町村が事務処理をする際の目標であり、地方自治法第291条の7及び広域連合規約第5条に基づき策定する計画です。

本計画により、後期高齢者医療制度の運営に当たり広域連合と市町村の役割分担、事務処理の目標を定めます。

広域連合及び市町村は、広域計画に基づき、相互に役割分担を行うとともに、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度に係る事務を総合的かつ計画的に行います。

## 2 現状と課題

### (1) 現状

#### ① 宮崎県の高齢者人口の状況 \*1 \*2

宮崎県の後期高齢者医療被保険者数は、後期高齢者医療制度が始まった、平成20年度末の被保険者数15万989人から、平成22年度末には被保険者数15万8,996人と8,007人増え、伸び率で5.3%の伸びとなっています。

平成23年3月末の全国の総人口は、1億2,623万625人で、前年に比べ82万7,235人減り、伸び率も0.01%の減となっています。

宮崎県の総人口も114万7,867人で前年度に比べ4,647人、割合で0.29%減少しているなか、高齢者人口は、年々増加しています。

#### ② 医療費の状況 \*1 \*3

宮崎県後期高齢者医療の療養給付費総額は、平成20年度1,160億2,269万1,564円、平成22年度は1,384億7,247万6,133円で、224億4,978万4,569円の増、伸び率で19.35%の伸びとなっています。

全国も、平成22年度は、対平成20年度比で11.53%と高い伸びとなっているなか、宮崎県は、19.35%と特に高い伸びを示しています。

#### ③ 所得の状況 \*4

宮崎県後期高齢者医療の被保険者の所得は、平成20年度1人当たり50万5,000円、平成22年度は48万円と、所得額が減少傾向にあります。

#### ④ 宮崎県の特長 \*3

宮崎県は、平成22年度の後期高齢者医療被保険者1人当たりの入院医療費が全国平均の4.4%の伸びに対して宮崎県は4%の伸びとなっています。一方入院外医療費は全国平均がマイナス0.4%に対して、0.1%の伸びとなっており、入院外医療費が全国平均に比べ高くなっています。歯科医療費についても全国平均3.8%の伸びに対して、4.7%と伸び率が高くなっています。

## (2) 課題

### ① 医療費の増加

医療費は、今後も、更なる高齢化の進展と医療技術の高度化により、増大する状況にあります。医療費適正化は、将来にわたり安心して医療給付が受けられる医療保険制度の安定と、被保険者の健康維持の観点からも重要です。

### ② 健全かつ安定的な財政運営

医療費の的確な把握や、景気の低迷により、所得が伸びないなか、宮崎県財政安定化基金を活用し、高齢者の保険料の個人負担を抑え、合わせて保険料の収納対策を強化し、市町村と連携して、きめ細やかな相談体制を整え収納率の向上を図ることが必要です。

### ③ 制度理解の促進

制度内容に係る周知や保険料に係る通知などは、後期高齢者医療制度の被保険者が高齢であることを踏まえ、わかりやすい方法で実施することが重要です。

## 3 目標

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、広域連合と市町村は連携・協力し、宮崎県内の被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう制度運営を行っていきます。

## 4 基本方針

### (1) 医療費の適正化

広域連合は、被保険者の皆様が高齢者の特性に応じた適正な医療給付が等しく受けられ、健康の維持と生活の質を確保し向上できるよう国、県が作成する医療費適正化計画を踏まえ医療費の適正化対策に取り組んでいきます。

広域連合は、医療費の分析により各地域の疾病、受診動向などを把握し、保健事業についても被保険者の皆様が地域で健康に過ごせるよう、市町村及び関係機関と情報を共有しながら連携して取り組みます。

### (2) 他の保険者との連携

健康保険法等の一部を改正する法律により、保険者に対し40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査の実施が義務付けられました。

今後、他の保険者が実施する特定健康診査等の取組と連携し、後期高齢者になるま

での健康づくりの必要性を啓発するとともに、後期高齢者自身にふさわしい保健事業の推進に、関係機関と連携して取り組む必要があります。広域連合では、後期高齢者になるまでの取組とも連携するとともに、後期高齢者特有の心身の状態を理解し、総合的な取組を目指します。

### (3) 事務の効率化・適正化

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、広域連合、市町村と被保険者の関わりは不可欠であり、本制度に係る事務は、広域連合と市町村がそれぞれ役割と責任を持って行う必要があります。

広域連合は、市町村との間に効果的かつ効率的な事務処理体制を構築し、相互に連携し、被保険者へのサービス向上に努めます。

### (4) 財政運営の健全化

後期高齢者医療の財政運営は、広域連合が県単位で行いますが、市町村が持つ蓄積された事業運営、住民サービスを有効に活用し、広域のメリットを生かし保険料負担と医療給付の平準化を進めていく必要があります。

広域連合は、市町村の協力のもと、被保険者の皆様が高齢者の心身の特性に応じた必要かつ適正な医療サービスの提供が受けられるよう保険財政基盤の強化と財政運営の安定化に努めます。

### (5) 地域における高齢者の支援

高齢者の生活は、住んでいる地域が中心となります。市町村も身近な行政主体として、高齢者の様々なニーズに応じた行政サービスを提供しています。

高齢者の適正な医療給付を行うためには、高齢者の健康維持とその医療費を支える若年世代の理解と協力が必要です。

広域連合は、市町村の高齢者施策を支援し、高齢者が地域で健康に暮らせるよう、地域全体で支えあい共に暮らす地域社会を目指します。

### (6) 被保険者や関係機関の意見の反映及び制度の周知

広域連合では、後期高齢者の意識や意向等を踏まえ、安心して医療が受けられるよう、広く被保険者や関係機関の意見を聞き運営に当たることが求められています。

また、制度内容に係る周知や保険料に係る通知などについては、高齢者に分かりやすい方法で実施します。

### (7) 新しい制度への円滑な移行

後期高齢者医療制度が施行され4年が過ぎた現在、被保険者の皆様の制度に対する理解が進み円滑な運営が進められています。しかし、「高齢者医療制度改革会議」において、平成22年12月20日に「最終とりまとめ」がなされ、現行制度は、最短でも平成26年2月までの方針が示されています。今後、国での法案が成立すれば、新しい制度の周知・広報等を十分に被保険者へ伝えていかなければなりません。

広域連合は、現在の制度の終了に伴う被保険者の混乱を避け新制度への円滑な移行が図れるよう市町村と連携していきます。

## 5 広域連合及び市町村が行う事務

### (1) 広域連合が行う事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ 制度に関する広報事務
- ⑥ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

### (2) 関係市町村が行う事務

- ① 保険料徴収に関する事務
- ② 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ③ 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- ④ 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- ⑤ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- ⑥ 保険料に関する申請の受付
- ⑦ 広報及び相談に関する事務
- ⑧ 上記事務に付随する事務

## 6 第2次広域計画の期間及び改定

この第2次広域計画は、原則として、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。ただし、現在、国において本制度の廃止と廃止後の新制度の検討がなされているため、平成28年度以前に本制度が廃止となり新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とします。

なお、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行うものとします。

### 【出典】

- \* 1 宮崎県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）より
- \* 2 総務省 平成23年3月31日現在「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より
- \* 3 国保中央会 平成22年度（22年4月～23年3月）の後期高齢者医療費 速報より
- \* 4 厚生労働省 平成22年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告 より



# 資料編



# 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年3月29日

宮崎県シレイ第22490-712号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、宮崎県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、宮崎県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、宮崎市に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、15人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 3人
- (2) 町村長 3人

(3) 市議会議員 6人

(4) 町村議会議員 3人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区  
分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長をもって組織する  
団体又は関係市町村（市に限る。）の長の総数の4分の1以上の  
者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての町村長をもって組織す  
る団体又は関係市町村（町村に限る。）の長の総数の4分の1以  
上の者

(3) 前条第2項第3号に掲げる者 すべての市議会の議長をもっ  
て組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の議会の議員の定  
数の総数の12分の1以上の者

(4) 前条第2項第4号に掲げる者 すべての町村議会の議長をも  
って組織する団体又は関係市町村（町村に限る。）の議会の議員  
の定数の総数の12分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前  
条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会におい  
て、同項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会にお  
いて選挙するものとする。

3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第  
1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を  
準用する部分を除く。）の例による。

4 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべて  
の市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の  
選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達  
するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員  
としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議会の議員でなくなったと  
きは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が  
生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければ  
ならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副  
議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に、会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、

政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議

会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び宮崎県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年3月30日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、宮崎市において行うものとする。

4 施行日及びその翌日については、第14条中「職員」とあるのは、「吏

員その他の職員」と読み替えるものとする。

5 平成18年度における第17条第1項第1号に規定する関係市町村の負担金の額の算定については、別表第2備考中「前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えるものとする。

6 施行日から広域連合長が選挙されるまでの間は、施行日の前日において現に従前の宮崎県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長であった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。

別表第1 (第4条関係)

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付

- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分	負担割合又は負担額
共通経費	均等割 1 0%
	高齢者人口割 4 5%
	人口割 4 5%
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額をいう。）	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
備考	
1 高齢者人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	

